

墨田区告示第497号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム外6件の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月12日

墨田区長 山 本 亨

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区特別養護老人ホーム はなみずきホーム及び 墨田区はなみずき高齢者在 宅サービスセンター	東京都墨田区太平三丁目 17番8号 社会福祉法人贊育会 理事長 平野 昭宏	令和8年4月1日から 令和10年3月31日ま で
墨田区特別養護老人ホーム たちばなホーム	東京都墨田区太平三丁目 17番8号 社会福祉法人贊育会 理事長 平野 昭宏	令和8年4月1日から 令和10年3月31日ま で
墨田区特別養護老人ホーム なりひらホーム及び 墨田区なりひら高齢者在宅サ ービスセンター	東京都江東区亀戸三丁目 36番5号 社会福祉法人大カメリア会 理事長 湖山 泰成	令和8年4月1日から 令和13年3月31日ま で
墨田区うめわか高齢者在宅 サービスセンター及び 梅若ゆうゆう館	東京都墨田区向島三丁目 36番7号 社会福祉法人墨田区社会 福祉事業団 理事長 岸川 紀子	令和8年4月1日から 令和13年3月31日ま で